

令和3年度介護報酬改定における改定事項について

【別添資料あり】

※特定入所介護サービス費及び高額介護（予防）サービス費の見直し事項についてまとめております。その他の令和3年度介護報酬改定における改定事項については、資料（2）ア【別添資料】をご確認ください。

法改正における費用負担等に関する事項について

※令和3年8月から実施予定

（1）食費居住費の助成（特定入所者介護サービス費）の見直しについて

介護保険制度では、施設における食費や居住費について、在宅の方との公平性の観点から、利用者本人の負担を原則とし、低所得の方に対しては、年金収入等に応じて一定の助成（特定入所者介護サービス費）をしてきました。

この食費と居住費の助成については、能力に応じた負担となるよう精緻化し、食費・居住費負担を含む本人の支出額について、所得段階間の均衡を図ります。

（ア） 施設入所者に対する食費居住費の助成について、第3段階を保険料の所得段階と合わせて本人年金収入等80万円超120万円以下の段階（以下、仮に「第3段階①」とします。）と同120万円超の段階（以下、仮に「第3段階②」とします。）の2つの段階に区分するとともに、第3段階②について、本人の負担限度額を上乗せします。

（イ） ショートステイの食費居住費の助成について、第2段階、第3段階①、第3段階②において、本人の負担限度額への上乗せをします。

（ウ） 食費居住費の助成の要件となる預貯金等の基準について、所得段階に応じて設定することとし、第2段階、第3段階①、第3段階②の3つの所得段階それぞれに基準を設定します（第2段階：650万円、第3段階①：550万円、第3段階②：500万円）。なお、第2号被保険者は、現行の基準（1,000万円以下）を維持します。また、夫婦世帯における配偶者の上乗せ分は、現行の基準（1,000万円）を維持します。

<現行>

第3段階	
世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超	
食費	650円
居住費	370円
合計	1,020円

居住費は特別養護老人ホーム多床室の場合



<見直し後>

第3段階①	第3段階②
世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超
食費	食費
650円	1,360円
居住費	居住費
370円	370円
合計	合計
1,020円	1,730円
【現状維持】	【現状より710円増額】

※ショートステイにおける食費（日額）については、以下のとおり見直しをします。

第2段階 : 600円【現状より210円増額】

第3段階① : 1,000円【現状より350円増額】

第3段階② : 1,300円【現状より650円増額】

※この他、現行1,000万円以下となっている預貯金要件については、以下のとおり見直しをします。

第2段階 : 650万円以下

第3段階① : 550万円以下

第3段階② : 500万円以下

(2) 高額介護（予防）サービス費の見直しについて

介護保険制度の高額介護サービス費の自己負担限度額は、医療保険の高額療養費制度を踏まえて設定されています。

この高額介護サービス費について、現行の現役並み所得者のうち、年収約770万円以上の者について、世帯の上限額を現行の44,400円から見直しを行います。見直し後の金額は以下のとおりです。

<現行>

収入要件	世帯の上限額
現役並み所得相当（年収約383万円以上）	44,400円

<見直し後>

収入要件	世帯の上限額
年収約1,160万円以上	140,100円
年収約770万円～約1,160万円未満	93,000円
年収約383万円～約770万円未満	44,400円（据え置き）

※・一般区分や市町村民税世帯非課税者等の負担限度額は変更ありません。

参考資料：厚生労働省ホームページ

「全国課長会議資料」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09888.html

「令和2年度厚生労働関係部局会議資料」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16145.html